

## 鎌倉柔道協会 賛助会員規約

### (目的)

第1条 本規約は、賛助会員制度の運営等について必要な事項を定めるものとする。

### (資格)

第2条 本協会の趣旨に賛同し、本協会を賛助するために入会した団体及び個人とする。

### (議決権)

第3条 賛助会員は本協会の総会における議決権を持たない。

### (入会)

第4条 本協会の賛助会員となるためには、入会申請書の提出および以下に定める会費を協会に納入しなければならない。  
会員資格は納入した年度の年度末までとする。

### (会費)

第5条 団体 一口5千円 個人 一口千円  
納入会費については一口以上とする。

お支払い方法；	銀行振込
口座情報	： 横浜銀行 (0138) 大船支店 (512)
	普通 6358896
	名義 カマクラジュウドウキョウカイ

### (ホームページへの掲載)

第6条 賛助会員名を当協会ホームページに掲載する。

(附則) 本規約は令和7年8月1日から施行する。